

## 第6章 財源試算

### 6-1 財源試算の経営目標

財源試算の経営目標は以下に示すとおりです。

#### 経営目標

- 広域化・共同化の方針が確定するまでの間は経営の効率化を進め、現行使用料を維持し、企業債については適正な水準を検討し、一定の資金残高を確保することで健全な下水道事業経営を目指します。
- 広域化・共同化の方針が確定した後、使用料収入の適正な水準を改めて検討します。  
また、計画期間の後半で一般会計繰入金（基準外）を減額し、財源の適正化を図ります。

### 6-2 財源試算

地方公営企業がその経営に必要とする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、他会計繰入金、企業債があり、その他の財源としては、国庫補助金、受益者負担金・分担金などが挙げられます

使用料収入は3-3-2項で述べたとおり、現状のままでは減額していき、令和6年度には赤字経営となる見通しであり、また、広域化・共同化の方針も確定していると予想されるため、改善案として同年に使用料改定を実施すると想定した「使用料単価30%増」のケースを設定しました。

「使用料単価30%増」に設定した理由は、総括原価方式に基づき試算したところ、下水道サービスを提供するために必要な費用を使用料収入で賄うためには42.5%の改定が必要となりますが、急激な市民負担の増となり影響が大きいことから、令和11年度までに、経営に最低限必要な資金残高約6.2億円の確保が可能な30%増を今回設定しました。

他会計繰入金<sup>\*</sup>は総務省が定める基準内繰入金<sup>\*</sup>とそれ以外の基準外繰入金<sup>\*</sup>がありますが、基準外繰入金については、使用料改定を実施する令和6年度以降段階的に減額し、令和9年度にゼロにする計画としています。

#### 〈用語解説〉

##### 【他会計繰入金（基準内・基準外）】

一般会計が負担する経費であり、「基準内」は下水道経営に伴う収入をもって充てることが適当でないと認められる経費。総務省の基準に基づく。「基準外」は「基準内」に該当しない経費であり、地方公共団体が任意で繰入を行う。

- ・一般会計繰入金（基準内）：収支計画表上の他会計負担金（収益的収支）、他会計出資金（資本的収支<sup>\*</sup>）が該当する。
- ・一般会計繰入金（基準外）：収支計画表上の他会計補助金（収益的収支）が該当する。

##### 【資本的収支】

施設の建設に係る支出とその財源となる収入を示す。

企業債は下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行しますが、建設改良費を平準化することで発行額の適正化を図り、計画的に償還（返済）していくことで、企業債残高を減額させていく計画としています。

その他の財源については、国庫補助金は国土交通省の基準、また、受益者負担金・分担金は市の実績に基づき試算しています。

### 6-3 財政収支の見通し

試算した投資・財源額を基に、計画期間 10 年間の財政シミュレーションを行い、収益的収支と資本的収支について収支計画を策定しました。

#### 6-3-1 収益的収支

図 6-1 に示すとおり、当年度純利益は、現状では令和 5 年度までは僅かに黒字を維持したまま推移しますが、広域化・共同化の方針が確定していると想定される令和 6 年度から赤字になるため、赤字分をより多くの一般会計繰入金（基準外）で補填する必要があります。その結果、当年度純利益は令和 6 年度からゼロとなりますが、一般会計繰入金（基準外：他会計補助金）は、令和 2 年度の約 1.5 億円から令和 11 年度に約 2.5 億円まで増額する状況となります。

図 6-2 に示すとおり、令和 6 年度に使用料改定を実施することで令和 6 年度から黒字となるため、利益分については一般会計繰入金（基準外）を減額していき、令和 9 年度でゼロとすることで、基準外の繰入金に頼らない経営を実施していきます。

なお、一般会計繰入金（基準内）は現状と同程度の額で推移していく計画となります。

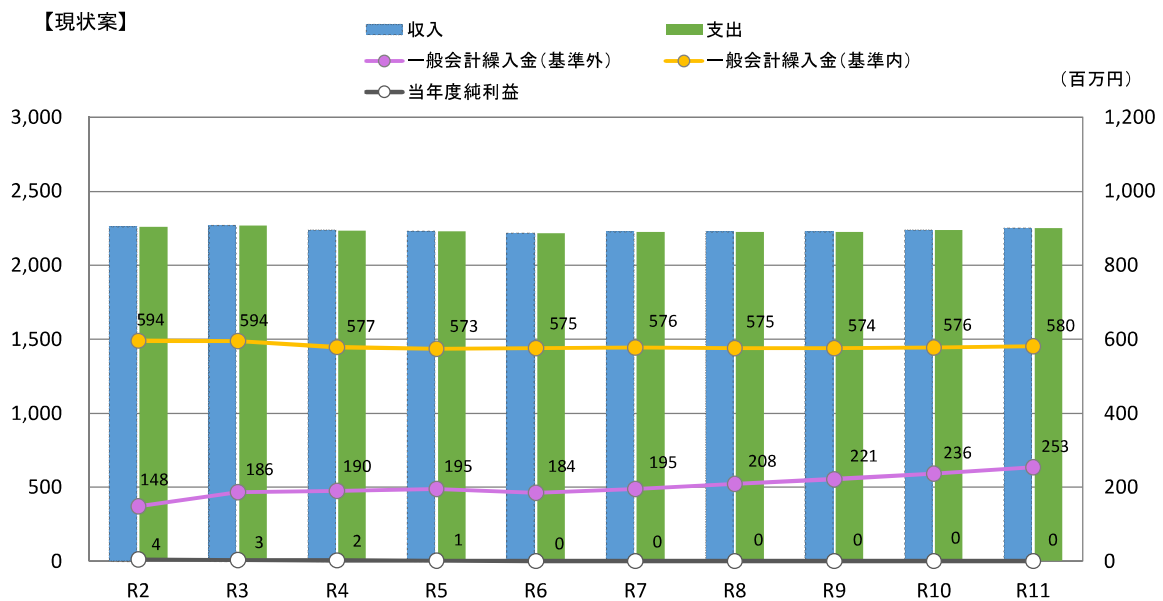


図 6-1 収益的収支（現状案）

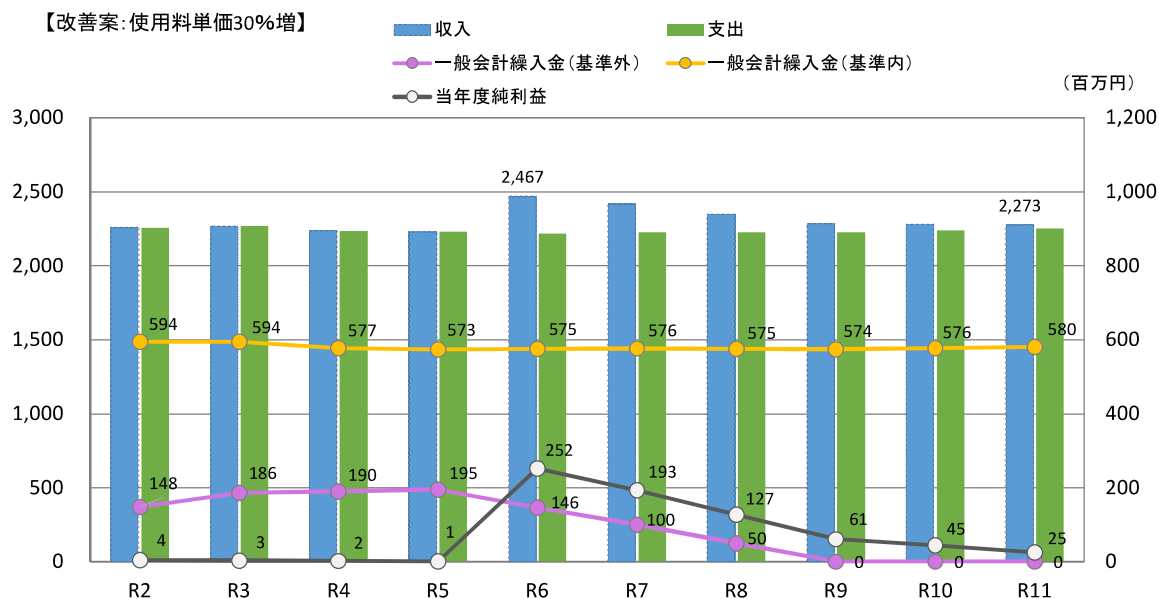


図 6-2 収益的収支 (改善案)

### 6-3-2 資本的収支

図 6-3 に示すとおり、資本的収支においては、支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、主に内部留保資金を補填財源として計上することで、収支均衡（ゼロ）を図ります。

現状では図 6-4 に示すとおり、内部留保資金\*だけでは全て賄うことができず、令和 7 年度から補填財源残高が不足します。

令和 6 年度に使用料改定を実施することで生じた利益剰余金を補填財源として計上することで、補填財源を確保することが可能となります。

なお、一般会計繰入金(基準内)は現状と同程度の額で推移していく計画となります。

一般会計繰入金の総額は、現状では令和 2 年度の約 9.3 億円から令和 11 年度には約 10.1 億円に増額しますが、令和 6 年度に使用料を改定した場合、令和 11 年度には約 7.6 億円に減額していく見通しです。

#### 〈 用語解説 〉

##### 【 内部留保資金 】

減価償却費などの現金支出を伴わない支出と、長期前受金戻入\*などの現金収入がない収入との差額によって生じる企業内に留保される資金のこと。

##### 【 長期前受金戻入 】

固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益である。

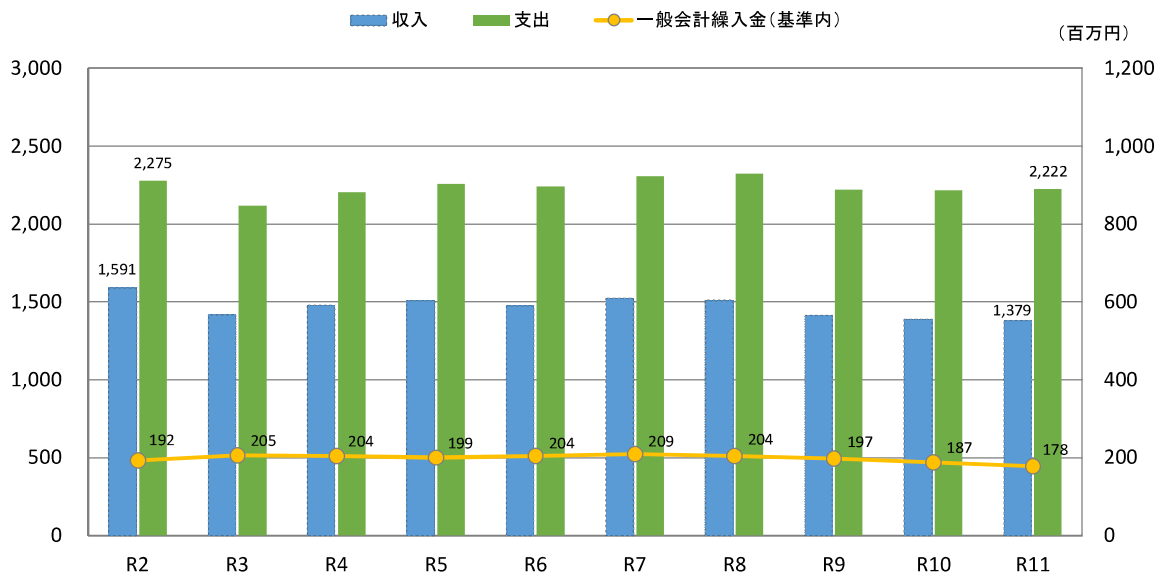


図 6-3 資本的収支の推移 ※使用料改定を実施しても資本的収支は変わらない。

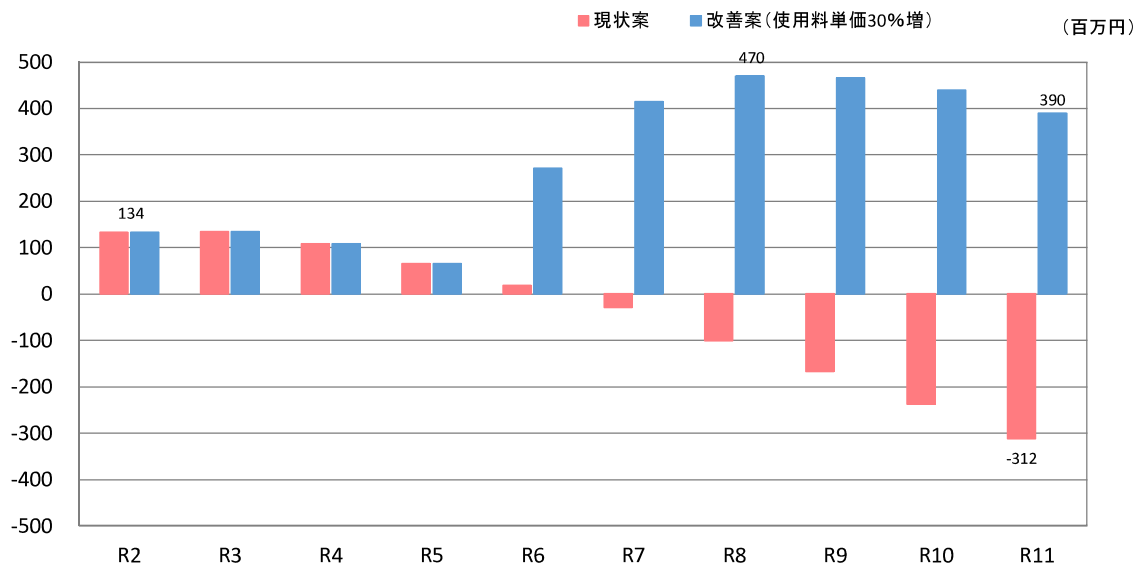


図 6-4 補填財源残高の推移 (現状案・改善案)

### 6-3-3 資金残高の見通し

健全な下水道経営を実施していくためには、一定の現金を確保しておくことが必須となります。図 6-5 に示すとおり、資金残高は現状のままでは使用料収入の減少に伴い減額していき、令和 11 年度には不足するため、下水道事業の経営に支障が出ます。

令和 6 年度に使用料改定を実施した場合、令和 11 年度には約 6.2 億円の資金残高となり、一定の資金が確保されている状況となります。

ただし、使用料を改定した場合におきましても、令和 8 年度をピークに減額していく見通しであるため、将来も計画的に使用料改定を実施することを見据えながら、事業を実施していく必要があります。

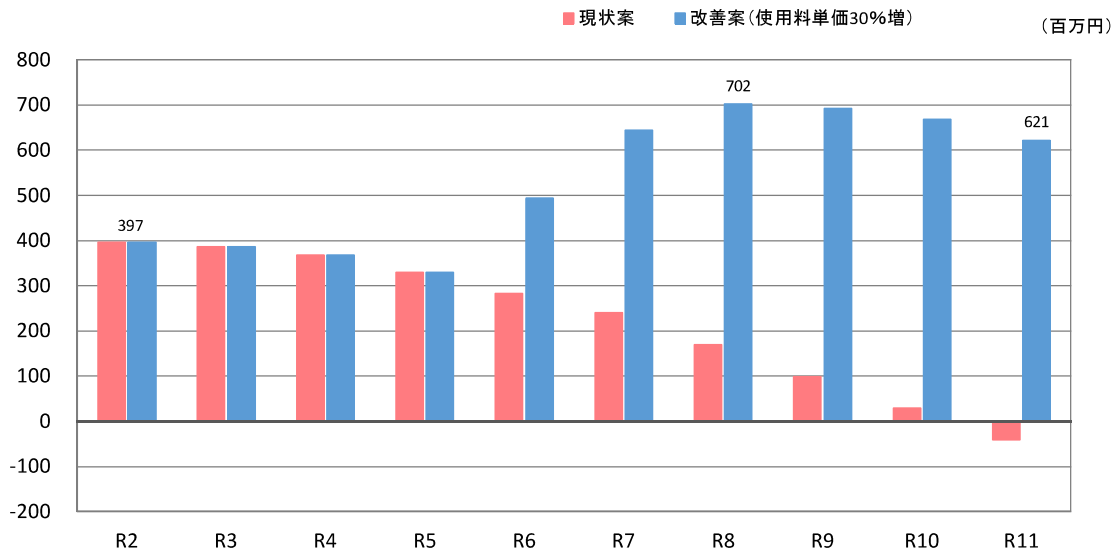


図 6-5 資金残高の推移 (現状案・改善案)

### 6-3-4 企業債などの見通し

企業債、企業債償還金、企業債残高の推移は図 6-6 に示すとおりとなります。

企業債については、下水道施設は一度整備しますと長期にわたり使用していきますので、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、効率的な下水道事業の実施に併せて適正化し、計画的に発行していきます。その結果、令和 2 年度は約 12.1 億円の見通しですが、令和 3 年度から令和 11 年度の間で毎年約 10～11 億円で推移していく計画となります。

企業債償還金は令和 8 年度の約 13.8 億円をピークに減額していく見通しであり、令和 11 年度には約 13.2 億円となります。

企業債残高は令和 2 年度の約 176 億円から令和 11 年度には約 149 億円に減額していきますが、将来的にもこの傾向は続く見通しであり、将来世代への負担は軽減されていきます。

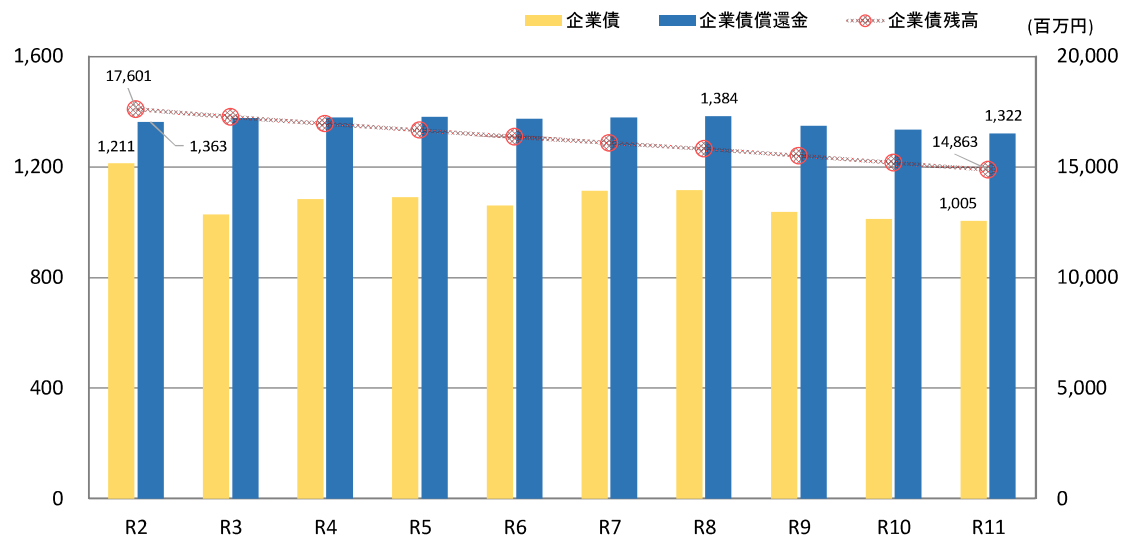


図 6-6 企業債・企業債償還金・企業債残高の推移